

一 中心市街地整備改善活性化法第十七条第一項に規定する認定特定事業者のうち國、地方公共團体又は日本政策投資銀行その他政令で定める法人の出資に係る法人で政令で定めるもの 同条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき取得する中心市街地整備改善活性化法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業により整備される同号の施設で政令で定めるもの

二 中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第二号に規定する事業協同組合等（以下この号において「事業協同組合等」という。）の組合員又は所属員である同条第三項に規定する中小小売商業者 中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等が取得した中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第二号に規定する認定事業により設置された中小小売商業振興法第四条第二項の店舗で当該認定中小小売商業高度化事業計画に基づき当該事業協同組合等から取得するもの

三 中心市街地整備改善活性化法第四条第五項第七号に掲げる者（政令で定める者に限る。） 中心市街地整備改善活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき取得する同号に規定する事業により整備される中小小売商業振興法第四条第六項の施設

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の四 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記につては千分の六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記につては千分の十六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

2 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、投資信託約款（投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

### 一・二 省略

3 投資法人（投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

### 一・二 省略

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登記の免稅）

第八十四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社）に係る法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一条）附則第十三条の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下この条において同じ。）に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設

2 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資法人（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、投資信託約款（投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

### 一・二 同上

3 投資法人（投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

### 一・二 同上

（日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登記の免稅）

第八十四条 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社）に係る法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一条）附則第十三条の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下この条において同じ。）に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設

れでいる建物と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の有する建物との交換が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

**第八十四条の三** 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人海上災害防止センター	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）附則第九条第一項及び第十条第一項
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）附則第二条第一項	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十五号）附則第一条第一項
独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百六十四号）附則第二条第一項	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）附則第二条第一項
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）附則第二条第一項	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百六十四号）附則第二条第一項
独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百四十四号）附則第二条第一項	— 623 —

公団の有する建物との交換が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

独立行政法人農林漁業信 息	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構	独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構	独立行政法人中小企業基 盤整備機構	独立行政法人通関情報処 理センター	独立行政法人鐵道建設・ 運輸施設整備支援機構	独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構 法(平成十四年法律第百八十号)附則第二条第一項 一項及び第三条第一項	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正す る法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第 三条第一項
独立行政法人農林漁業信 息	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構	独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構	独立行政法人中小企業基 盤整備機構	独立行政法人通関情報処 理センター	独立行政法人鐵道建設・ 運輸施設整備支援機構	独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構 法(平成十四年法律第百八十号)附則第二条第一項 一項及び第三条第一項	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正す る法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第 三条第一項
独立行政法人農業・生物 系特定産業技術研究機 構	独立行政法人農業者年金 基金	独立行政法人農業者年金 項	独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一 項	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正す る法律(平成十四年法律第百二十九号)附則第 四条第一項	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 構法(平成十四年法律第百四十五号)附則第 二条第一項	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正す る法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第 三条第一項	
独立行政法人農林漁業信 息							

	用 基 金
独立行政法人北方領土問題 題対策協会	一項
独立行政法人理化学研究 所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律 第百六十号）附則第二条第一項
放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号） 第三条に規定する放送大	放送大学学園法附則第三条第一項
学 學 園	

2 東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）附則第十条の規定により東京地下鉄株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第七条の規定により帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

4 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条において「保有機構」という。）が同法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継をした権利に係る当該承継に伴う登記であつて、機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下この条において「事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）附則第四条第一項の規定により事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下この条において「基金」とい

う。)が保有機構から承継をし、同項の規定により機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団(以下この条において「事業団」という。)が基金から承継をし、さらに、同項の規定により機構が事業団から承継をした当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき機構が保有機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

#### 第八十四条の四 削除

##### (共有物分割による不動産の所有権の移転登記の税率の特例)

#### 第八十四条の四 平成十二年四月一日以後に受ける登録免許税法別表第一第一号(二)ハに掲げる登記(土地又は建物に関する登記に限る。)に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、千分の五十とする。

2 前項に規定する登記のうち共有物の分割による土地の所有権の持分の移転の登記に係る土地(以下この条において「対象土地」という。)につき当該登記(以下この条において「対象登記」という。)前に分筆による表示の変更の登記(当該対象土地につき当該対象登記前に分筆による表示の変更の登記が二回以上されているときは、直前のものをいう。以下この条において「分筆登記」という。)がされている場合において、当該対象登記が当該分筆登記に係る他の土地(次項において「他の分割土地」という。)の全部又は一部の所有権の持分の移転の登記(当該共有物の分割によるものに限る。次項において「他の登記」という。)と同時に申請されたものであるときは、当該対象登記に係る登録免許税の税率は、当該対象土地の所有権の持分の移転に係る土地の価額のうち分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分に限り、前項の規定にかかわらず、千分の六とする。

3 前項に規定する分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に、第三号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該対象土地又は当該他の分割土地(当該対象登記の申請と同時に当該他の登記の申請がされたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該共有物の分割後に所有権の全部又は一部を有することとなつた土地(以下この項において「所有土地」という。)の価額に、当該所有土地につき当該共有物の分割後に有することとなつた所有権の持分の割合から当該共有物の分割前に有していた所有権の持分の割合を控除した後の割合をそれぞれ乗じて計算した金額(第三号において「増加持分に係る価額」という。)の合計額に相当する金額

（外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税）

第八十五条 酒類その他の政令で定める物品（以下この条において「指定物品」という。）の譲渡を行う事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）をいう。以下この節において同じ。）又は指定物品を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機（以下この条、第八十七条の七及び第八十八条の三において「外航船等」という。）に船用品又は機用品（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七条の七及び第八十八条の三において同じ。）として積み込むため、政令で定めることによりその積み込もうとする港（同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条、第八十七条の七及び第八十八条の三において同じ。）の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡

（産業再生委員会の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の五 株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第十九号〔力中、「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第一号）第十八条第一項（登記）の委員若しくは」とする。〕

4 | 三 | 当該対象土地に係る増加持分に係る価額が第一号に掲げる金額に占める割合前に有していた所有権の持分の割合を乗じて計算した金額を控除した金額で準用する。この場合において、これらの規定中「対象土地」とあるのは「対象建物」と、「分筆」とあるのは「分割又は区分」と、「分筆登記」とあるのは「分割登記又は区分登記」と、「他の分割土地」とあるのは「他の分割建物又は区分建物」と、「所有土地」とあるのは「所有建物」と読み替えるものとする。

（不動産登記に係る不動産価額の特例）

第八十四条の五 平成八年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に受ける登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産の登記（土地に関する登記に限る。）に係る同法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、同法附則第七条の規定にかかわらず、当該登記の申請日の年の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十二条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額に三分の一を乗じて計算した金額とする。

（外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税）

第八十五条 酒類その他の政令で定める物品（以下この条において「指定物品」という。）の譲渡を行う事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）をいう。以下この節において同じ。）又は指定物品を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機（以下この条、第八十七条の七及び第八十八条の三において「外航船等」という。）に船用品又は機用品（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七条の七及び第八十八条の三において同じ。）として積み込むため、政令で定めることによりその積み込もうとする港（同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条、第八十七条の七及び第八十八条の三において同じ。）の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡

し、又は保稅地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。第八十七条の七及び第八十八条の三において同じ。）とみなして、消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律を適用する。

## 2 省略

### （清酒等に係る酒税の税率の特例）

**第八十七条** 酒税法第三条第三号に規定する清酒若しくは同条第四号に規定する合成清酒（第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。）又は同法第四条第一項に規定するしようちゅう甲類、しようちゅう乙類、果実酒若しくは発泡酒（同法第二十二条第一項第十号イ(1)に該当するものを除く。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者が、平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒については、平成十五年四月一日）から平成二十年三月三十一日までに酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下のものに係る清酒等の種類又は品目と同じ種類又は品目の酒類であるものに限るものとし、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第三章及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。

酒類	期	間	割合
清酒又はしよ	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の七十	

## 2 同上

### （清酒等に係る酒税の税率の特例）

**第八十七条** 酒税法第三条第三号に規定する清酒又は同法第四条第一項に規定するしようちゅう甲類、しようちゅう乙類若しくは果実酒（以下この条において「清酒等」という。）の製造者が、平成元年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下のものに係る清酒等の種類又は品目と同じ種類又は品目の酒類であるものに限るものとし、同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第三章及び次条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に百分の七十を乗じて計算した金額とする。

し、又は保稅地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。第八十七条の六及び第八十八条の三において同じ。）とみなして、消費税法及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律を適用する。

うちゅう甲類	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで	百分の七十五
合成清酒、果実酒又は発泡酒	平成十五年四月一日から平成二十一年三月三十日まで	百分の七十
乙類	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで	百分の七十五
しょくちゅう	平成十九年四月一日から平成十九年三月三十日まで	百分の七十

第八十七条の四 削除

(発泡酒に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の四 酒税法第四条第一項に規定する発泡酒(以下この項において「発泡酒」という。)に係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかわらず、次の各号に掲げる発泡酒の区分に応じ、当該各号に定める税率により算出した金額とする。

- 一 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十以上もの 一キロリットルにつき二十二万二千円
- 二 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のもの 一キロリットルにつき十五万二千七百円
- 三 その他のもの 一キロリットルにつき十万五千円

2 前項の麦芽及び水以外の原料の重量の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十六年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつ

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十五年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第三章並びに第八十七条の二及び前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリ

き、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

#### 一四省略

#### 2省略

#### (ビールに係る酒税の税率の特例)

**第八十七条の六** 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第七号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から三年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合については、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

**2** 平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

**3** 前二項に規定するビールの製造者が、相続（包括遺贈を含む。）により酒類の

ツトルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

#### 一四同上

#### 2同上

製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。）又は合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人である場合における前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（外航船等に積み込む酒類の免税）

第八十七条の七 省 略

2 省 略

（たばこ税の税率の特例）

第八十八条 平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこ（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られるものを除く。次項において同じ。）に係るたばこ税の税率は、同条第一項の規定にかかわらず、千本につき二千七百十六円とする。

2 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千百二十六円とする。

3 平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二條に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第一項の規定にかかわらず、千本につき一千二百八十九円とする。

4 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二條に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一千四百八十四円とする。

（入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例）

第八十八条の二 たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十六年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二條第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一條第一項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

（外航船等に積み込む酒類の免税）

第八十七条の六 同 上

2 同 上

（たばこ税の税率の特例）

第八十八条 平成十一年五月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこ（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られるものを除く。）に係るたばこ税の税率は、同条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一千七百十六円とする。

2 平成十一年五月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二條に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一千二百八十九円とする。

（入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例）

第八十八条の二 たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十五年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二條第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一條第二項の規定にかかわらず、千本につき五千円とする。

## 2 省略

(揮発油税及び地方道路税の税率の特例)

### 第八十九条 省略

2 平成五年十一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

### 3 ⑥ 省略

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 挥発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、平成二十年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

### 一・二 省略

### 2 ⑥ 省略

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

### 2・3 省略

## 第三節の二 石油石炭税法の特例

## 2 同上

(揮発油税及び地方道路税の税率の特例)

### 第八十九条 同上

2 平成五年十一月一日から平成十五年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

### 3 ⑥ 同上

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 挥発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、平成十五年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

### 一・二 同上

### 2 ⑥ 同上

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

### 2・3 同上

## 第三節の二 石油税法の特例

## (引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十六年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油・石炭税を免除する。

一四省略

項第一号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第一項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「石油製品等」と、第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

(引取りに係る石油製品等の免稅)  
第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下「この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続により、平成十六年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油税を免除する。

一四同上

2 石油税法第二十一條 第二十二条（第一号を除く） 第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその他ガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、揮発油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた原油、揮発油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「石油製品等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 石油税法第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租

3

石油税法第二十三条（第一項第一号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租

のは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「その」と、「原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する者」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同条第二項中「第二十一條」とあるのは「原油等」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」とあるのは「重油等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

#### 4 省略

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品等について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

#### （引取りに係る特定石炭の免税）

第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定める手続により、平成十七年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税關長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

- 一 鉄鋼の製造に使用する石炭
- 二 コークスの製造に使用する石炭
- 三 セメントの製造に使用する石炭

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条规定第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている

税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同条第二項中「第二十一條」とあるのは「原油等」とあるのは「前項第一号」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「重油等」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

#### 4 同上

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税關長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品等について第一項の規定により免除を受けた額の石油税を直ちに徴収する。

者」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四の一第一項の規定により石油・石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは、「又は販売」と、同法第二十三一条第一項第一号中「原油等」とあるのは、「特定石炭」と、同項第二号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは、「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは、「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の四の一第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた特定石炭は、同項の承認を受けて当該特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

#### （引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭（以下この条において「沖縄発電用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十九年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

21 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定

は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3 | 第一項の規定の適用を受けた沖縄発電用特定石炭は、同項の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 | 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該沖縄発電用特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

(石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成十六年三月三十日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔〕に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成十六年三月三十日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔〕に掲げる粗油で石油税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から

から本邦において製造された前条第一項第二号に掲げる揮発油（以下この条において「特定揮発油」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油の製造者に（当該特定揮発油の製造者が当該特定揮発油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油の製造者に）還付する。

## 254 省略

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地盤から引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定揮発油等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替えるものとする。

## 6 省略

### （特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成十六年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔二〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重

本邦において製造された前条第一項第二号に掲げる揮発油（以下この条において「特定揮発油」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、「特定揮発油」の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該特定揮発油の製造者に）還付する。

## 254 同上

5 石油税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油の製造者若しくは販売業者」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定揮発油等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定揮発油等」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「特定揮発油等」と読み替えるものとする。

## 6 同上

### （特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成十六年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔二〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重

油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び次項において「重油」という。）を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これららの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「重油」という。）の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

油につき、石油税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び次項において「重油」という。）を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これららの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 石油税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「重油」という。）の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

#### 4 省略

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税務署長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該重油について第一項の規定により還付を受けた金額に相当する石油石炭税を直ちに徴収する。

#### 6 省略

##### (石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歯青油並びにこれらの調製品（第二七一〇・一九号の一の〔三〕に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。）から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コード又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者その他政令で定める者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十七年三月三十一日までに、当該製造場から移出（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に（当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定める場合には、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

#### 254 省略

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第五項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに

#### 4 同上

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税務署長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該重油について第一項の規定により還付を受けた金額に相当する石油税を直ちに徴収する。

#### 6 同上

##### (石油アスファルト等に係る石油税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号に掲げる石油及び歯青油並びにこれらの調製品（第二七一〇・一九号の一の〔三〕に掲げる粗油で石油税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。）から同表第二七一三・一一号若しくは第二七一三・一二号に掲げる石油コード又は同表第二七一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者その他政令で定める者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十五年三月三十一日までに、当該製造場から移出（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に（当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油税の納税者でない場合その他政令で定める場合には、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に）還付する。

#### 254 同上

5 石油税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第一号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに

びに第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。) 及び第二十七条第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは、「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三条において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあっては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(第二十三条において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあっては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。)」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。)」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

## 6 省略

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省略  
3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

二 第九十条の四の二第三項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第四号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。) 及び第二十七条第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けたものは、「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三条において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあっては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。)」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。)」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

## 6 同上

第九十条の七 同上

3 同上

一 同上